

## 本願論における伝統と己証

— 一願該撰門と真実の五願について —

村 地 哲 明

親鸞の数多い著書には、如来の本願観に関して種々なる観方が顕示されている。いまそれらの中で、如来の救済を第十八の一願に基盤して語らんとする一願該撰門の立場と、かかる義を十一・十二・十三・十七・十八の五願に分開して、以て如来の他力的救済の深意を顕わさんとする五願分相門の立場とが、見られるのである。そして本研究は、かかる二種の本願観が、親鸞において成立するに至るまでの歴史的伝統と、さらにそれが宗祖において己証せられてゆく様相を、いささか研究してみたいと思うのである。

印度の仏教では、竜樹・天親等が阿弥陀仏の本願を憶念し、観知することを勧説せられた。しかしまだその本願が何れの本願であるかを、明説される段階にまでは発展しなかつたのである。つぎに中国の仏教では、淨影・迦才・懷感・瓊興・法照等の諸師や、「無量寿義疏」・「西方要決」・「念仏鏡」等の諸著では、おのおの弥陀の本願について興味ある観方が述べられている。しかしこれらの諸師には、共通的に第十八願を重要視する、いわゆる一願該撰門の観方や、或は五願分相門の観方を開く前提となるようなものは見られない。しかるに真宗の伝灯の聖者とせられている曇鸞・道綽・善導の三師には、真宗の本願

論における歴史的伝統的なものを見出すのである。即ち曇鸞の「論註」上巻には十七・十八の二願が連引せられ、下巻には如来の他力的救済説の論拠として十八・十一・二十二の三願が証され、「讚阿弥陀仏偈」(七下)では十一・十七・十八の三願の成就文に基づける讚詠文が見られる。従つて曇鸞には真実の五願中の、十一・十七・十八の三願が顕わされているのである。道綽の「安楽集」には第十八願文(卷上二十七)と、その加減文(卷上三十六)とが説き示されているのである。特にこの加減文は、本願論教理史上において注意すべき事柄なのである。

また善導は初期の著作とされている「観念法門」(八八・二二三)には、因願において第十八願の加減文と、第十九・第二十・第三十五の四願文が挙げられ、本願成就文では十一・十七・十八の三願が引用せられているのである。しかし後期の著作とせられている「往生礼讃」と「観経疏支義分」とでは、第十八願の加減文のみが顕わされている。これは善導における本願論が六願的思想から、第十八願の一願思想へと展開することを示唆するものである。しかも道綽・善導の第十八願の加減文を綿密に比較研究するとき、次第にその加減の範囲を縮小して、本願の原文に近づきつつあることである。そして日本の源空に至ると加減文は新作せられず、親鸞に至っては、本願の三倍の文に基盤して、三倍成就の本願へと己証せられ展開せられたのである。

わが日本においては、平安朝の静照や永観に至って、漸く第十八願を念仏往生の本願として顕わされている。しかしかかる義を、明瞭に説き示されたのは源空であった。源空の「選択集」等では第十八願を王本願として、この本願によつて衆生の

救済が成り立つことを述べられたものである。しかるにここに「三部経大意」(親鸞聖人全集・写伝篇2・九頁以下)の「観経」の説法下において、十二・十七・十八・十三の四願について、説かれていることが注意を引くのである。即ち親鸞が「教行信証」において重要な地位を持つ本願とし説かれた、真実の五願中の四願までが、源空においてすでに詳細に説かれているのである。しかも親鸞はこれを伝統して、「教行信証」の組織構造において展開し、以て第十七願によって「行巻」を頭わし、第十八願に基いて「信巻」を立て、第十一願に立場して「証巻」を説き、十二・十三の二願を依拠として「真仏土巻」を頭わすという、かの五願分相門の已証的法門を開示されたのであった。

しかるに親鸞の晩年の書簡においては、一願該撰門の立場が強調され、第十七願は明瞭に「方便の御誓願」(親鸞聖人全集・書簡篇一五五頁)と説き給い、以て第十八願を往相廻向の正業正因の本願と顕示せられているのである。もちろん十七・十八の二願を共に真実の本願とする、五願分相の立場を述べられる書簡も一通はあるのである。ところで親鸞が晩年において、かく一願該撰門の立場を強調せられる理由を研究してみると、これは恐らく善鸞の義絶状に示される異義が原因なのであろうか。善鸞の異義とは、第十八願を萎める花に喩えて、第十八願を捨てたのである。いわゆる第十八願を萎める花に喩えたのは、すでに此の本願を不用なるものとして、これにかわる新本願説を立てたためであると推定される。そしてかかる新本願は、恐らく第十七願であろうかと推定されるのである。ところで宗祖はかかる異義を匡正するために、第十八願の一願該撰門の立場を強

調せられ、かつ第十七願を方便の誓願とし、しかもその叙説においては、源空の「三部経大意」の第十七願の叙説が、依用せられているのが注意を引くのである。

### 親鸞聖人御伝鈔本文の異同について

藤谷 一海

覚如上人に依って、わが宗祖の一代を叙述せられた、いわゆる御伝鈔については、その初稿は、慈俊の「慕掃絵詞」(第五巻第二段)や、自筆康永本御伝鈔奥書等に見えるように、伏見天皇の永仁三年十月十二日になり、それより四十八年を経て再び覚師に依り執筆完成されたものであるが、その間、再三修正増補がなされたものようである。

即ち、初稿本成立より二ヶ月後永仁三年十二月十三日に写された専修寺本「善信聖人親鸞伝絵」は、上巻六段、下巻七段の上下十三段であるのに、西本願寺本「善信聖人絵」二巻は、上巻に入西房鑑察の段を加えて、上七、下七の十四段となって居り、更に最後の康永本では上巻に更に蓮位夢想を加えて、上八、下七の上下十五段となって居る。この形は恐らくかの康永本の奥書に見える曆応二歳の「先年愚草之後一本所持之处、世上鬪乱之間、炎上之刻焼失不知行方而今不慮得荒本註留之者也耳、桑門宗昭」とある事よりして、この曆応二年に出来上ったものであって、かの康永本は最後にこれを自筆清書せられたも